

経済産業ビジョン(農業・農村編)の位置付け

経済産業ビジョン(農業・農村編)は、「静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例」第9条に基づく基本計画として位置づけられるとともに、「静岡県の新ビジョン(総合計画)」の分野別計画である「静岡県経済産業ビジョン2018～2021」の分野編として、本県農業・農村行政の基本指針となるものです。

【静岡県の新ビジョン(総合計画)】

- 計画期間 2018～2021(4年間)
- 基本理念 「富国徳の「美しい“ふじのくに”」づくり」
～静岡県を Dreams come true in Japan の拠点に～
- 目指す姿 「県民幸福度」の最大化
- 政策体系

《安全・安心な地域づくり》

- 1 命を守る安全な地域づくり
- 2 安心して暮らせる医療・福祉の充実

《豊かな暮らしの実現》

- 5 富をつくる産業の展開
- 6 多彩なライフスタイルの提案

《未来を担う有徳の人づくり》

- 3 子どもが健やかに学び育つ社会の形成
- 4 誰もが活躍できる社会の実現

《魅力の発信と交流の拡大》

- 7 “ふじのくに”の魅力の向上と発信
- 8 世界の人々との交流の拡大

分野別計画

静岡県民の豊かな暮らしを支える 食と農の基本条例

第1章 総則(第1～8条)

第2章 基本計画(第9条)

第2項 基本計画は次に掲げる事項について定めるものとする

- ① 農業・農村の振興施策に係る基本的方針
- ② 農産物の生産高その他農業・農村の振興に関する目標
- ③ その他、農業・農村の振興に必要な事項

第3項 知事は、基本計画を定めようとするときは、静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会の意見を聞かなければならない

第3章 主要な施策(第10～19条)

第4章 審議会の設置等(第20、21条)

静岡県経済産業ビジョン 2018～2021

- 成長戦略編
- 就業支援編
- 産業革新編
- 商工業編
- **農業・農村編**
- 森林・林業編
- 水産業編